



III.資料

1. 計画検討の流れ

1-1. 検討会

H15.6.17	就労支援検討会	就労支援の具体的な取り組みについての検討
H15.6.24	障害児支援検討会 (第1回)	障害児支援の具体的な取り組みについての検討
H15.7.24	障害児支援検討会 (第2回)	障害児支援の具体的な取り組みについての検討
H15.8.20	バリアフリー検討会 (第1回)	バリアフリーの具体的な取り組みについての検討
H15.9.3	バリアフリー検討会 (第2回)	バリアフリーの具体的な取り組みについての検討
H15.9.4	生活支援検討会 (第1回)	生活支援の具体的な取り組みについての検討
H15.9.24	生活支援検討会 (第2回)	生活支援の具体的な取り組みについての検討
H15.10.21	生活支援検討会 (第3回)	生活支援の具体的な取り組みについての検討

1-2. シンポジウム・ワークショップ

(1) 就労支援

ノーマライゼーションシンポジウム

就労支援について基調講演、パネルディスカッションを行い検討

- ・開催日 : H14.9.7
- ・講師 : 社会福祉法人 南高愛隣会理事長
社会福祉法人 宮城県福祉事業団理事長
田島 良昭氏
- ・パネラー : 高知市就労支援事業コーディネーター
中屋 圭二氏
ワークセンター太陽所長
松本 郁夫氏
通所授産施設さんかく広場施設長
武田 廣一氏
近森リハビリテーション病院 MSW
上田 真弓氏
- ・コーディネーター: 高知市身体障害者福祉センター主任
竹村 利通氏
- ・テーマ : 『障害のある人がいきいきと自立して暮らすためには』
- ・参加者 : 193人

ノーマライゼーションワークショップ

ノーマライゼーションシンポジウムを受け、より具体的にワークショップにて検討

- ・開催日 : H14.9.28
- ・参加者 : 50人

(2) 障害児支援

障害のある子どもの子育て支援シンポジウム

障害のある子どもの子育て支援について基調講演、報告、意見交換会を行い検討

- ・開催日：H15.2.9
- ・講師：姫路市総合福祉通園センタールネス花北所長
宮田 広善氏
- ・テーマ：『障害のある子どもの子育て支援を考えよう！』
- ・参加者：156人

障害のある子どもの子育て支援ワークショップ

シンポジウムを受け、より具体的にワークショップにて検討

- ・開催日：H15.2.22
- ・参加者：58人

1-3. 実態調査

(1) 身体障害者(肢体不自由)生活状況調査

- ・調査期間： H12.9.23 ~ H13.1.10
- ・調査対象： 高知市に住所を有する18歳以上65歳未満の身体障害者(肢体不自由)のうち等級が1、2級の人(全数)
- ・調査人数： 対象者 1,236人
回答者 539人(回答率43.6%)

(2) 知的障害者生活状況調査

- ・調査期間： H12.11.1 ~ H12.12.28
- ・調査対象： 高知市に住所を有する18歳以上65歳未満の療育手帳交付者のうち、住所が病院や施設でない在宅の639人から無作為抽出
- ・調査人数： 対象者 150人
回答者 85人(回答率56.7%)

(3) 視覚障害者生活状況調査

- ・調査期間： H13.1.26 ~ H13.3.28
- ・調査対象： 高知市に住所を有する18歳以上65歳未満の視覚障害者(障害者手帳1~6級)のうち(1)、(2)の調査をしていない人(全数)
- ・調査人数： 対象者 435人
回答者 212人(回答率49%)

(4) 障害者就労実態調査

- ・調査期間： H14.2.4 ~ H14.3.31
- ・調査対象： 高知市内及び高知市近郊に所在地を有する企業
- ・調査数： 対象企業 272社
回答数 171社(回答率62.9%)

この他、就労関連として高知青年会議所が障害者就労意識調査を実施。調査対象は就労を希望する高知市内の障害者、調査人数は195人

(5) 精神障害者生活ニーズ調査

- ・調査期間：H14.6.24～H14.9.13
- ・調査対象：高知市に住所を有する精神保健福祉手帳所持者（全数）
- ・調査人数：対象者 599人
回答者 137人（回答率23%）

(6) 聴覚障害者生活状況に関する調査

- ・調査期間：H14.7.10～H14.7.31
- ・調査対象：高知市に住所を有する65歳未満の聴覚障害者
（障害者手帳1～6級）のうち在宅で生活している人（全数）
- ・調査人数：対象者 287人
回答者 130人（回答率45.2%）

(7) 障害児支援調査

- ・調査期間：H14.8.15～H14.8.31
- ・調査対象：18歳未満の障害者手帳又は療育手帳を所持する児童
（全数）
- ・調査人数：対象者 507人
回答者 296人（回答率58.4%）

市内の障害者団体及びボランティア団体からの意見募集を実施
(平成15年4月～6月、55団体に依頼文を送付)

4団体より意見あり

計画への意見募集を実施
(平成15年6月、広報誌「あかるいまち」にて募集)

5人の市民より意見あり

障害者計画推進協議会及び障害者計画策定検討会の一般公開
(全会議を一般公開とし、傍聴席を用意)

インターネットによる情報公開
(会議開催予告、会議資料等の掲載)

国、県、市等の関係機関に対し事業調査を実施

2 用語集

.....
<あ>

医療保護入院 【いりょうほごにゆういん】(p-42)

自傷他害のおそれはないが、患者本人の入院の同意が得られない場合、指定医の診察の結果、本人の判断能力がなく医療及び保護のための入院が必要と認められる患者について、保護者の同意により行われる入院形態。

NPO 【えぬぴーおー】(p-23)

Nonprofit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等あらゆる分野の民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わないもの。

嚥下 【えんげ】(p-40)

のみこむ、飲み下すの意味。

<か>

ガイドヘルパー 【がいどへるぱー】(p-34)

重度の視覚に障害のある人、または脳性麻痺等の全身性障害のある人、もしくは重度の知的に障害のある人の外出時の移動の介助等付き添いを行う。

学齢期 【がくれいき】(p-13)

6～15歳。体力・運動機能が急速に高まり、心理的にはあらゆるものに強い関心を示すとともに、個は確立し自己を強く主張する時期。

カリキュラム 【かりきゅらむ】(p-47)

目標、内容、指導計画、指導方法、教材・教具、児童・生徒の学習活動そして評価という一連の教育活動を総合化したもの。

救護施設 【きゅうごしせつ】(p-50)

経済的な問題を抱え、身体や精神に障害があって日常生活を送るのに困難な人たちが健康で安心して生活するための施設。

急性期 【きゅうせいき】(p-38)

一般に発症または事故の発生から時間経過の短い状態にある、状態が落ち着く(または結果が出る)までに大体数日から数週間程度かかる疾病や外傷などの時期を指す。

共生社会 【きょうせいしゃかい】(p-1)

高齢者や障害のある人が障害のない人とともに生きていくことのできる社会。

グループホーム 【ぐるーぷほーむ】(p-1)

地域のアパートやマンション、一戸建て住宅等で、知的や精神に障害のある人等が数人で共同生活し、同居または近隣に居住する専任の世話人により、食事の提供や健康管理等の援助や相談等が行われる施設。

ケアプラン 【けあぷらん】(p-42)

ケアマネジメントの過程の一つとして、総合的な評価によって明らかにされた複合的なニーズに対応するために、利用者及び家族ができること、公的サービス、民間サービス、インフォーマルサポート等、社会資源の全てを活用した計画。

ケアマネジメント 【けあまねじめんと】(p-42)

主に地域社会の中で継続的なケアを提供する際に、サービス利用者の生活全般にわたるニーズと公私にわたる社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保する機能。

県障害者スポーツセンター 【けんしょうがいしゃすぽーつせんたー】(p-35)

スポーツを通じて障害のある人の健康維持増進、社会参加の促進を目的とした施設。

高機能自閉症 【こうきのうじへいしょう】(p-37)

高機能広汎性発達障害の一種。知的な遅れはないが、相手の意図を読みとったり会話等対人関係の形成が苦手。言葉の遅れや強いこだわりがみられる。類似の障害にアスペルガー症候群等もあるが両方共に中枢神経系の機能上の問題と見られる。

公共職業安定所 【こうきょうしょくぎょうあんていしょ】(p-46)

民間事業所(企業)に就職を希望する人に対し、求職の登録等求職の受付や各種職業の紹介、就職後の援助、就業訓練の援助、就業訓練の指示等を行う厚生労働省所管の機関。

口腔ケア(口腔リハビリ) 【こうくうけあ】(p-38)

口腔の清掃(うがい・歯みがき、舌・義歯の手入れ)や口腔のもっているあらゆる働き(食べること、噛むこと、飲み込むこと、審美性・顔貌、唾液分泌)を評価し、改善していくこと。

授産施設 【じゅさんしせつ】

障害のある人の自活の訓練や働く場を確保し、自立を促進することを目的とした施設。

手話通訳者 【しゅわつうやくしゃ】(p-52)

話し言葉を聴覚に障害のある人に理解しやすいよう、手話に置き換えて伝えたり、聴覚に障害のある人の表す手話の意味・内容を正しく読みとって話し言葉に置き換え、伝える人。

障害児加配保育士 【しょうがいじかはいほいくし】(p-30)

障害のある子どもの安全の確保を第一の目的として、生活面や発達面の援助をするために配置される保育士。

障害者就労・生活支援センター 【しょうがいしゃしゅうろう・せいかつしえんせんたー】(p-32)

障害のある人の就労の相談から支援、職場定着のためのアフターフォロー等を行う。

障害者職業センター 【しょうがいしゃしょくぎょうせんたー】(p-32)

県下公共職業安定所と連携しながら障害のある人が就職できるよう、障害のある人に対する職業リハビリテーションの実施や事業主に対する障害のある人の雇用管理に関する技術的・専門的援助等、様々な援助を行う。

障害者相談員 【しょうがいしゃそうだんいん】(p-42)

自身にも障害があったり、障害福祉に長年関わってきている人で、市長から委嘱され、障害のある人の生活の相談や助言を行っている人。

障害特性 【しょうがいとくせい】(p-22)

障害ごとに異なるできること・できないこと。

小規模多機能施設 【しょうきぼたきのうしせつ】(p-31)

デイサービスやショートステイ等の複数サービスを運営する小規模な施設。

ショートステイ 【しょーとすてい】(p-1)

介護を行う人の疾病やその他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった人が、施設等に短期間入所し、入浴や食事の提供、その他、必要な支援を受けるサービス。

ジョブコーチ 【じょぶこーち】(p-46)

知的に障害のある人や精神に障害のある人が職場に適應できるよう、職場に直接出向いて支援を行うと同時に、事業主や従業員に対しても、障害のある人の職場適應に必要な助言を与える人のことで、2002年から国によって制度化された。

神経症 【しんけいしょう】(p-16)

ストレスや心の悩みから起こる心身の不調。

シンポジウム 【しんぽじうむ】(p-4)

一つの問題について、数人の人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる討論会。公開討論会。

心理判定員 【しんりはんていいん】(p-30)

カウンセリング、心理判定、心理療法等の業務に従事する人。

スポーツ推進指導員 【すぽーつすいしんしどういん】(p-35)

体育指導委員を補佐し、主に地域における中心的指導者としてスポーツを推進する人。

青年会議所 【せいねんかいぎしょ】(p-44)

明るい豊かな社会の実現を理想とし、次世代のリーダーとなる責任感を持った20歳から40歳までの青年の団体。

成年後見制度 【せいねんこうけんせいど】(p-44)

痴呆、知的障害、精神障害等のために、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な成年者のために財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度で、法律による後見の制度である「法定後見制度」と、契約による「任意後見制度」に大別される。

全身性障害者 【ぜんしんせいしょうがいしゃ】(p-34)

脳性麻痺、頸椎損傷、筋疾患等による肢体に不自由のある人で、上肢下肢が身体障害者手帳1級の重度の障害を有している人。

そううつ病圏 【そううつびょうけん】(p-16)

病名別に分類したもの。そううつ病とは感情障害を主とし、周期的に経過をとり、人格的に荒廃に至らないことを特徴とする。

創作的活動 【そうさくてきかつどう】(p-35)

手芸、工作、絵画、書道、陶芸、園芸等の作業。

SOHO 【そーほー】(p-32)

(Small Office Home Office)の略でテレワークとも言う。パソコンとインターネットを活用する小規模事業者。

措置入院 【そちにゆういん】(p-42)

警察官等が入院させなければ自傷他害のおそれがある精神に障害のある人を発見した場合に、保健所長を経て都道府県知事(指定都市の市長)へ通報し、知事等の行政権限により国又は都道府県立病院及び指定病院へ、その人を入院させる入院形態。

<た>

体育指導委員 【たいいくしどういいん】(p-35)

地域住民のスポーツ振興に関する調査や研究、各種大会、各種スポーツ教室を開催する等の活動を行う人。

第三者委員 【だいさんしゃいいん】(p-51)

利権利害に直接関係のない当事者以外の関係者が中立的な立場である事柄を公明正大に評価し、その結果について問題提起する機関。

タイムステイ 【たいむすてい】(p-28)

宿泊を伴わないショートステイ。

地域福祉権利擁護事業 【ちいきふくしけんりようごじぎょう】(p-44)

痴呆、知的障害、精神障害等によって判断能力が低下した人が、自立した地域生活をおくれるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

地域防災計画 【ちいきぼうさいけいかく】(p-54)

都道府県及び市町村防災会議が災害対策基本法に基づき作成する都道府県及び市町村の地域に係わる防災に関する基本的な計画。

注意欠陥多動性障害 【ちゅういけっかんたどうせいしょうがい】(p-37)

AD/HD(Attention Deficit/Hyperactivity Disorder)アメリカ精神医学会の診断基準第4版(DSM-IV)にある診断名。AD/HDは「不注意」「多動性」「衝動性」の3つの症状を特徴とした症候群で、脳に何らかの原因があると考えられている。

聴覚・平衡機能障害 【ちょうかく・へいこうきのうしょうがい】(p-11)

聴覚機能障害とは、言葉や音の聞き取りが困難で、日常のコミュニケーションに障害があること。

平衡機能障害とは、平衡機能をつかさどる器官に障害があり、姿勢の保持、歩く、走るといった動作に支障をきたしていること。

通園事業 【つうえんじぎょう】(p-1)

心身に障害のある幼児が通園し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるサービス。

デイサービス 【でいさーびす】(p-1)

在宅で生活している障害のある人が、デイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、機能訓練等により、障害のある人の自立と社会参加を促進するサービス。

てんかん 【てんかん】(p-16)

脳内神経細胞の過剰な電気発射による発作性疾患。特発性と脳器質障害による症候性、また、全般てんかんと部分てんかんにそれぞれ分類される。

点字図書館 【てんじとしょかん】(p-52)

視覚に障害のある人のため、無料、または低額な料金で点字刊行物、盲人用の録音物の利用に供する施設。

統合失調症圏 【とうごうしっちょうしょうけん】(p-16)

病名別に分類したもの。統合失調症とは、以前精神分裂病と呼ばれていたが、本態については不明であり、単一疾患ではなく症候群との見方もある。

当事者活動 【とうじしゃかつどう】(p-23)

障害のある人及びその家族等の団体や運動のこと。

特定疾患 【とくていしっかん】(p-18)

厚生労働省は難病対策として、症例数が少なく、原因不明、治療方法が未確立であり、かつ生活面への長期に渡る支障のある特定の疾患を特定疾患と定め、原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行うとともに様々な施策が実施されている。

< な >

内部障害 【ないぶしょうがい】(p-11)

心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度と認められる障害。

難病 【なんびょう】(p-18)

法律等による明確な定義はないものの、行政が「難病」として取り上げる疾病の範囲は、以下のものとされる。

- 1)原因不明、治療方法未確立でかつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病
- 2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病

ニーズ 【にーず】(p-4)

よりよい生活を送るために解決すべき課題。

日常生活用具 【にちじょうせいかつようぐ】(p-52)

障害のある人の日常生活を少しでも便利にするための用具。

乳幼児健診 【にゅうようじけんしん】(p-26)

乳幼児期の病気や異常の早期発見と成長・発達の確認のために行われる健康診査。育児についての相談・支援の場でもある。高知市では、乳幼児期に3回(4カ月児健診含む) 医療機関で公費による健診を受けることができる。幼児期は1才10カ月児健診と3才児健診を保健所で集団方式で実施。

ノーマライゼーション 【のーまらいぜーしょん】(p-20)

障害のある人を特別視するのではなく、地域社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

< は >

バリアフリー 【ばりあふりー】(p-20)

高齢者や障害のある人等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障害のある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

ピアカウンセラー 【ぴあかうんせらー】(p-42)

障害のある人が自らの体験に基づいて、障害のある人の悩みを聞き心の支えになったり、情報提供をして地域の中で自立した生活をする手助けをする制度。高知市では障害者団体から推薦のあった人をピアカウンセラーとして委嘱している。

福祉工場 【ふくしこうじょう】(p-47)

授産施設のひとつ。利用者は施設と雇用契約を結ぶ。最低賃金が保障されている。

福祉的就労 【ふくしてきしゅうろう】(p-47)

一般就労が困難な障害のある人が福祉的配慮のもとに、賃金を得て働くこと。

福祉避難所 【ふくしひなんじょ】(p-54)

災害時に介護や支援が必要な人のための避難所。

福祉ホーム 【ふくしほーむ】(p-50)

障害のため、家庭において日常生活を営むのに支障のある人に対し、低額の料金で日常生活に適する居室、その他の設備、必要なケアを提供する生活施設。

ホームヘルパー 【ほーむへるぱー】(p-1)

高齢者や障害のある人の自宅を訪問し、介護や家事、各種相談、助言を行い、いつまでも安心して生活を送ることができるよう、援助するとともに、家族等の介護負担の軽減をはかる人。

補装具 【ほそうぐ】(p-52)

身体に障害のある子どもや人の障害を軽くしたり、補ったりして、日常生活や職業生活を容易にするため、用いられる器具類。

<ま、や>

ユニバーサルデザイン 【ゆにばーさるでざいん】(p-55)

高齢者や障害のある人等、ハンディがある人のために使いやすい環境を整備するのではなく、誰にでも使いやすい環境を整備すべきであるという考え方。

よさこいピック高知 【よさこいびっくこうち】(p-35)

平成14年度に高知県で開催された国内最大の障害者スポーツ大会「第2回全国障害者スポーツ大会」の愛称。また、これまでの「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」が統合された第2回目の大会。

<ら>

ライフステージ 【らいふすてーじ】(p-20)

誕生から死に至るまでの人の人生には、発達や社会生活の側面において、様々な段階が存在し、その段階ごとに特徴が現れる。この人生における各々の特徴を持った発達・生活の段階をいう。

理学療法士 【りがくりょうほうし】(p-30)

身体に障害のある人等を対象に、医師の指示のもとでリハビリテーションを行い、日常生活を送る上で必要な基本的な動作能力の回復を図る人。

療育 【りょういく】(p-13)

障害のある子どもそれぞれの「育ちにくさ」の原因を分析し、それらを一つひとつ解決し、彼らの「育ち」が彼らなりに成し遂げられるよう援助する営み（「子育てを支える療育」 宮田広善著）

療育手帳 【りょういくてちょう】(p-13)

知的に障害のある人や子どもが一貫した支援や相談が受けられるためにつくられたもので、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的に障害があると判定された人に対して交付される手帳。

<わ>

ワークショップ 【わーくしょっぷ】(p-4)

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験して共同で何かを学び合ったり創り出したりする学びと創造のスタイル。今回、障害者計画の課題をテーマに、障害のある人や保護者、福祉・教育関係者、行政職員等が同じテーブルで意見を出し合い、課題解決に向けた検討を行った。

